

大阪市規則第61号

扶養手当支給規則の一部を改正する規則

扶養手当支給規則（昭和47年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（届出）</u> <u>第3条</u> <u>新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、所定の扶養親族（異動）届により、その旨を速やかに総務局長（教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員にあっては、教育長。以下第9条までにおいて同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、総務局長において扶養の事実等を認定することができる場合として総務局長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> <u>（認定）</u> 第4条 <u>総務局長は、職員から前条第1項の届出を受けたときは、当該届出に係る扶養</u>	<u>（届出）</u> <u>第3条</u> 条例第11条第1項に定める届出は、所定の扶養親族（異動）届を任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に提出して行うものとする。 <u>（認定）</u> 第4条 <u>任命権者は、職員から前条の届出を受けたときは、当該届出に係る扶養親族と</u>

親族としようとする者（以下「被扶養者」という。）が条例第10条第2項に定める要件を備えているかどうか確めて扶養親族の認定を行うものとする。前条第2項に規定する場合においても、同様とする。

- 2 総務局長は、被扶養者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者を扶養親族として認定することはできない。

[(1)～(3) 略]

[3 略]

(添付書類)

第5条 扶養親族（異動）届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

[(1)～(4) 略]

(5) 扶養親族たる要件を欠くに至ったときは、その事実及びその事実の生じた日を証明する書類

(6) その他総務局長が必要と認める書類

- 2 総務局長は、必要がないと認めるときは、前項各号に規定する添付書類の全部又は一部の提出を省略させることができる。

(支給方法)

第7条 〔①〕 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第2条第1項に定める職員（以下「7級以上職員等」という。）にあつては、条例第10条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合においては、その職員となった日から、同項第2号から第5号までの

しようとする者（以下「被扶養者」という。）が条例第10条第2項に定める要件を備えているかどうか確めて扶養親族の認定を行うものとする。

- 2 任命権者は、被扶養者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者を扶養親族として認定することはできない。

[(1)～(3) 同左]

[3 同左]

(添付書類)

第5条 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 扶養親族たる要件を欠くに至ったときは、その事実及びその事実の生じた日を証明する書類

(6) その他任命権者が必要と認める書類

- 2 任命権者は、必要がないと認めるときは、前項各号に規定する添付書類の全部又は一部の提出を省略させることができる。

(支給方法)

第7条 [新設]

いずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がある7級以上職員等が7級以上職員等以外の職員となった場合、扶養親族たる父母等で第3条第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び第2条第2項に定める職員（以下「6級職員等」という。）が6級職員等及び7級以上職員等以外の職員となった場合又は職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（7級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）においては、その事実が生じた日の属する月の翌月から、扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（7級以上職員等に扶

養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

2 扶養手当は、扶養親族たる父母等で第3条第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となった場合、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員等及び7級以上職員等以外のものが6級職員等となった場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（条例第10条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日である者を除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

3 月の中途において前条に該当する事実が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 〔略〕

（事後の確認）

第9条 総務局長は、必要があると認めると

〔新設〕

① 月の中途において前条に該当する事実が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

2 〔同左〕

（事後の確認）

第9条 任命権者は、必要があると認めると

きは、現に扶養手当の支給を受けている職員及びその扶養親族が条例第10条第1項及び第2項に定めるそれぞれの要件を備えているかどうか並びに扶養手当の支給額が適正かどうかについて確認するため、当該職員に対し、扶養の状況等について報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

[1・2 略]

(令和7年改正条例附則第2項の規定が適用される間の読替え)

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条第1項中「条例第10条第1項の」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第18号）附則第2項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第10条第1項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものに相当する職員として」と、同条第2項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第3条第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、「第9条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第9条」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前項」と、第4条第1項中「前条第1項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前条

きは、現に扶養手当の支給を受けている職員及びその扶養親族が条例第10条第1項及び第2項に定めるそれぞれの要件を備えているかどうか並びに扶養手当の支給額が適正かどうかについて確認するため、当該職員に対し、扶養の状況等について報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

附 則

[見出しを加える]

[1・2 同左]

[新設]

第1項」と、「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、「前条第2項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前条第2項」と、第5条第1項第1号中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前項各号」と、第7条第1項中「第2条第1項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第2条第1項」と、「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる子」という。）に限り、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び附則第3項の規定により読み替えられた第2条第2項に定める職員（以下「6級職員等」という。）にあつては、読替え後の条例第10条第2項第1号から第5号までに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子等」と、「となった場合、」とあるのは「となった場合、同項第6号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）がある6級職員等及び7級以上職員等（以下「6級以上職員等」という。）が6級以上職員等以外の職員となった場合、」と、「第3条第1項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第3条第1項」と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び第2条第2項に定める職員（以下「6級職員等」という。）が6級職員等及び7級以上職員等」とあるの

は「<u>6級職員等が6級以上職員等</u>」と、「<u>場合を</u>」とあるのは「<u>場合及び6級以上職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を</u>」と、「<u>扶養親族たる子に</u>」とあるのは「<u>扶養親族たる子に限り、6級職員等にあつては、扶養親族たる子等に</u>」と、「<u>ある場合又は</u>」とあるのは「<u>ある場合、扶養親族たる配偶者がある6級以上職員等が6級以上職員等以外の職員となった場合又は</u>」と、同条第2項中「<u>第3条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第3項の規定により読み替えられた第3条第1項</u>」と、「<u>で同項</u>」とあるのは「<u>若しくは扶養親族たる配偶者で同項</u>」と、「<u>6級職員等及び7級以上職員等</u>」とあるのは「<u>6級以上職員等</u>」と、「<u>条例</u>」とあるのは「<u>読み替え後の条例</u>」と、第9条中「<u>条例</u>」とあるのは「<u>読み替え後の条例</u>」とする。 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに相当する職員)</u> <u>4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第18号）附則第2項の規定により読み替えられた条例第10条第1項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに相当する職員として市規則で定める職員は、前項の規定により読み替えられた第2条各項に定める職員とする。</u>	[新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

この規則は、令和7年4月1日から施行する。